

社会福祉法人 友愛会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの
3年間

2. 内 容

目 標 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員 計画期間中に1人以上取得すること

女性職員 取得率を85%以上にする

対 策

令和5年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、研修実施

令和5年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施